

公益財団法人大阪府学校給食会
検査機器貸出事業実施要項

1 趣旨

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という）が保有する検査機器（以下「機器」）を関係先へ貸出し細菌性食中毒の防止及び衛生管理意識の向上を図り、大阪府内の学校給食の普及充実を支援する。

2 貸出機器

① A T P 拭き取り検査機器（ルミテスター P D – 2 0）

※試薬品の提供は、原則として貸出期間 1 か月につき 5 本までとする。

（但し、年間最大 3 0 本までとする。）

② 手洗いチェッカー

③ 塩分計

④ 糖度計

3 機器の貸出対象

各市町村教育委員会学校給食主管課長（又は学校給食共同調理場の長）及び学校給食実施各國・府・私立・市町村立学校長

4 貸出期間

① A T P 拭き取り検査機器： 6 か月以内（原則として年度内 1 回限り）

② 手洗いチェッカー： 1 か月以内

③ 塩分計： 1 か月以内

④ 糖度計： 1 か月以内

5 貸出料・搬送費用

貸出に係る費用は無料とする。搬送にかかる費用は原則として給食会が負担する。

6 借用手続き

機器の貸出を希望する場合は、事前に給食会へ貸出状況を確認のうえ（様式 1）借用申請書をメールにより提出するものとする。

7 機器の貸出・受領

貸出は原則として先着順とする。

借用者が機器を受領した場合、（様式 2）受領書を給食会 H P よりダウンロードし給食会へメールにより提出するものとする。

8 借用者の管理責任

借用者は、機器に関して責任を持って管理し、返却期日を厳守すること。

9 検査実績報告

貸出期間終了後、借用者は（様式3）検査機器使用状況報告書により給食会へ機器の使用状況について報告するものとする。

10 紛失・破損等

機器の紛失・破損事故等が発生した場合は、速やかに給食会へ報告するものとする。

また、機器の返却が不能となった場合は、同種・同等機能の物を返却する。ただし、試薬品については返却を要しない。

11 その他

貸出後、この要項の事項以外で不測の事象が発生した場合は、給食会と借用者が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から適用する。

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

この要項は、令和2年4月1日から適用する。

この要項は、令和3年4月1日から適用する。

この要項は、令和7年4月1日から適用する。